

(介護予防) 訪問看護

I 概 要

- 訪問看護・・・居宅等において介護を受ける要介護者に対して、看護師等により行われる、療養上の世話又は必要な診療の補助をいいます。
- 介護予防訪問看護・・・居宅等において支援を受ける要支援者に対して、看護師等により行われる、介護予防を目的とした、療養上の世話又は必要な診療の補助をいいます。
- 訪問看護と介護予防訪問看護は、同一の事業所において一体的に運営することができます。

II 指 定 基 準

1 人 員 基 準

(1) 訪問看護ステーション（病院又は診療所以外の事業所）

区 分	基 準
従 業 者	
看護職員（保健師、看護師、准看護師）	・ 常勤換算 2.5 人以上 ・ うち 1 人は常勤
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	・ 実情に応じた適当数（必置ではない）
管 理 者	・ 常勤、原則として専従 ・ 保健師又は看護師であること ・ 必要な知識及び技能を有すること

(2) 病院・診療所

区 分	基 準
従 業 者	
看護職員（保健師、看護師、准看護師）	・ 適当数

《留意事項》

【訪問看護ステーションの看護師等】

看護職員の員数は、常勤換算で2.5人以上としていますが、これは職員の支援体制を考慮した最小限の基準ですので、地域におけるサービス利用の状況や利用者数、事業の業務量等を考慮し、適切な員数を確保してください。

＊指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、訪問看護ステーションと同じ事業所で一体的に運営される場合は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数を配置していることをもって、訪問看護ステーションの人員基準を満たしているものとみなします。

【訪問看護ステーションの管理者】

1 管理者の資格等の要件は次のとおりです。

- ① 保健師、看護師であり、業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないこと。
- ② 管理者の長期の傷病又は出張等の緊急やむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して管理者としてふさわしいと知事に認められた者であれば、暫定的に保健師、看護師以外の者をあてることが可能ですが、可能な限り速やかに常勤の保健師及び看護師の管理者が確保されるよう努めてください。
- ③ 医療機関における看護、訪問看護などの業務に従事した経験があり、さらに、資質を確保するため関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。

2 管理者は、管理業務に支障がない場合は、次の職務を兼務することができます。

- ① 当該事業所の看護職員の職務
- ② 健康保険法上の指定訪問看護ステーションとしての管理者又は看護職員
- ③ 特に支障がない範囲内（同一敷地内、道路を隔てて隣接等）にある事業所等の管理者又は従業者の職務（ただし、管理すべき事業所数が過剰であったり、併設の入所施設での看護業務などは、支障があると考えられます。）

【常勤換算】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を「常勤の従業者が勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。（小数点第2位以下切り捨て）

【常勤】

- ・ 勤務時間数が事業所で定められている「常勤従業者の勤務時間（週32時間を下回る場合は32時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律113）に規定する措置（母性健康管理措置）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律76）に基づく所定労働時間の短縮措置の対象者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間を30時間として取り扱うことができます。
- ・ 同一事業者による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

2 設備基準

区 分	基 準
専用の事務室（訪問看護ステーション） 専用の区画（病院又は診療所）	・ 事業運営に必要な広さ
設備・備品	・ 訪問看護の提供に必要な設備及び備品

《留意事項》

（訪問看護ステーション）

【専用の事務室】

- 1 事業の運営に必要な面積を有する専用の事務室を設けることが必要です。
ただし、健康保険法による指定訪問看護事業との共用は差し支えありません。
- 2 同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りる。
他の事業の事業所を兼ねる場合は、事業の運営に必要な広さの専用の区画を有していることで差し支えありません。区分されていない場合でも、業務に支障がないときは、当該事業の区画が明確に特定されていれば足りる。
- 3 事務室については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保してください。

【設備及び備品等】

- 1 訪問看護に必要な設備及び備品等を確保してください。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮してください。
- 2 他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

（病院又は診療所）

【専用の区画】

事業を行うのに必要な専用の区画を設けてください。
なお、業務に支障がないときは、当該事業の区画が明確に特定されていれば足りる。

【設備及び備品等】

訪問看護に必要な設備及び備品等を確保してください。
ただし、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができます。

3 運営基準

区 分	基 準
重要事項の説明	あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。
提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。
利用料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）訪問看護の利用料（介護報酬の1割～3割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 利用者の選定により「通常の事業の実施地域以外」で行う場合の交通費
（介護予防）訪問看護計画及び訪問看護報告書	<ol style="list-style-type: none"> 1 療養上（指定（介護予防）訪問看護）の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）訪問看護計画を作成すること（居宅（介護予防）サービス計画の内容に沿って）。 2 （介護予防）訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。 3 （介護予防）訪問看護計画は利用者に交付すること。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成すること。 5 居宅（介護予防）サービス計画を作成している指定居宅介護（介護予防）支援事業者から（介護予防）訪問看護計画の提供の求めがあった際には、協力するよう努めること。
運営規程	<p>事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定（介護予防）訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時等における対応方法 7 虐待の防止のための措置に関する事項（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 8 その他運営に関する重要事項
勤務体制	適切な指定（介護予防）訪問看護を提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めること。
業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合にあって、利用者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施すること。（*経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
掲 示	<p>事業所の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 運営規程の概要 2 従業者の勤務の体制 3 その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
地域との連携	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）訪問看護の提供を行うよう努めること。
苦情処理体制	利用者及びその家族からの苦情受付窓口を設置し、苦情を処理するための体制及び手順等を定めること。
事故対応	事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じること。
記録の整備	利用者に対する（介護予防）訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存すること。

《留意事項》

【勤務体制】

- 1 勤務表は、原則として月ごとに作成し、次の内容について明確にしてください。
 - ① 訪問看護ステーション
従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等
 - ② 病院又は診療所
指定（介護予防）訪問看護に従事する看護師等及びそれらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等
- 2 従業者は、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にあること。
- 3 看護師等は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に規定する派遣労働者ではあってはならない。

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成 25 年静岡県条例第 25 号)
- ・ 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成 25 年静岡県規則第 9 号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成 25 年静岡県条例第 28 号)
- ・ 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則
(平成 25 年静岡県規則第 13 号)

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijyunnyourei0328.html>

介護給付費算定に係る基準等

◎ 訪問看護費の算定構造

- ・ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護（法第 8 条第 15 項第 1 号に該当するものに限る。）、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている場合は、訪問看護費は算定できません。
- ・ 指定訪問看護を利用しようとする者の主治医（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）が当該者が急性憎悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から 14 日間に限って、指定訪問看護費は算定しません。
- ・ 指定（介護予防）訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定（介護予防）訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定（介護予防）訪問看護事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、指定（介護予防）訪問看護を行った場合には、所定単位数の 90%になります。
また、指定（介護予防）訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定（介護予防）訪問看護事業所と同一建物に居住する 1 月当たりの利用者が 50 人以上の場合は、所定単位数の 85%になります。

1 施設等の区分

区 分	
1 訪問看護ステーション	病院又は診療所以外の指定（介護予防）訪問看護事業所
2 病院又は診療所	病院又は診療所である指定（介護予防）訪問看護事業所

2 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>